

特定建設作業の作業時間など

区 域	用途地域	作業時間	1日における 延べ作業時間	同一場所 における 連続作業 時間	日曜・ 休日 における 作業
第 1 号 区 域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域のうち学校・病院か ら80m以内の区域 用途地域の定めがない地域	7時～ 19時 ※1	10時間 以内	6日 以内	禁 止
第 2 号 区 域	工業地域のうち学校・病院か ら80m以外の区域	6時～ 22時 ※2	14時間 以内	6日 以内	禁 止

注意：道路交通法に規定する交通規制が行われている場合で、コンクリートミキサー車を使用するコンクリートの搬入作業（指定建設作業）は以下の作業時間となります。

（※1：7時～21時 ※2：6時～23時）

<作業時間の適用が除外される要件の例>

・道路法による道路占有許可条件及び道路交通法による道路使用許可が夜間・休日指定の場合

・鉄道の正常運行確保に必要な場合

※ 届出書に、除外要件該当の事実がわかる書類（許可書等）の写しを添付してご提出ください。